

第 53 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 53 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和3年8月24日（木）14：00～16：05

会場：農林水産省 第6特別会議室：北714

（W e b会議）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 部会長選出

4. 議 事

- (1) 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について（答申）
- (2) 飼養衛生管理指導等指針の一部変更について（答申）
- (3) 特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）（答申）
- (4) チェコ共和国のアフリカ豚熱清浄性認定に関するリスク評価（報告）
- (5) ベルギー王国のアフリカ豚熱清浄性認定に関するリスク評価（報告）

5. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

- 資料 1 - 1 家畜伝染病予防法施行規則の改正案の概要
- 資料 1 - 2 家畜伝染病予防法施行規則の改正案
- 資料 1 - 3 家畜伝染病予防法施行規則の改正案についての小委員会審議概要
- 資料 1 - 4 小委員会、パブリックコメント及び都道府県照会における主な意見とそれに対する考え方
- 資料 2 - 1 飼養衛生管理指導等指針の変更案の概要
- 資料 2 - 2 飼養衛生管理指導等指針の変更案
- 資料 2 - 3 飼養衛生管理指導等指針の変更案についての小委員会審議概要
- 資料 2 - 4 小委員会、パブリックコメント及び都道府県照会における主な意見とそれに対する考え方
- 資料 3 - 1 特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の変更案
- 資料 3 - 2 - 1 変更後の特定家畜伝染病防疫指針（口蹄疫）
- 資料 3 - 2 - 2 変更後の特定家畜伝染病防疫指針（豚熱）
- 資料 3 - 2 - 3 変更後の特定家畜伝染病防疫指針（アフリカ豚熱）
- 資料 3 - 2 - 4 変更後の特定家畜伝染病防疫指針（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）
- 資料 3 - 3 特定家畜伝染病防疫指針の変更案についての小委員会審議概要
- 資料 3 - 4 パブリックコメント及び都道府県照会における主な意見とそれに対する考え方
- 資料 4 チェコ共和国のアフリカ豚熱清浄性に関する評価報告書
- 資料 5 ベルギー王国のアフリカ豚熱清浄性に関する評価報告書

午後2時00分 開会

○星野室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第53回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。私は当部会の事務局を担当しております動物衛生課家畜防疫対策室長の星野でございます。どうぞ円滑な議事進行をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、参事官の熊谷から御挨拶申し上げます。

○熊谷参事官 消費・安全局の参事官の熊谷でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御参加いただき誠にありがとうございます。第53回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、さきの第52回家畜衛生部会では、昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生等を受けて、家畜伝染病予防法施行規則、飼養衛生管理指導等指針及び特定家畜伝染病防疫指針の改正について諮問いたしました。これらの改正については、家禽疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会の中で専門的見地から更に具体的な御議論を頂くとともに、パブリックコメントや都道府県知事への照会を実施してまいりました。

本日は、その結果を踏まえた改正案について御議論いただきたいと思いますと考えております。また、報告事項としてチェコ共和国とベルギー王国のアフリカ豚熱清浄性認定に関するリスク評価について事務局より報告させていただきます。

本日は、食料・農業・農村政策審議会の委員の改選により、初めての出席となる委員もおられます。また、オンラインでの開催となりますが、委員の皆様方におかれましては、専門的な見地から忌憚のない御発言を頂き、活発な御議論をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○星野室長 ありがとうございました。

さて、現在、家畜衛生部会の委員の数は19名でございます。本日はそのうち15名の委員の先生方に御出席を頂いておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、定足数を満たしていただきますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

今御挨拶差し上げました参事官の熊谷です。

それから、動物衛生課長の石川、それから、動物衛生課の担当補佐、古庄と青山でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日はコロナの感染症対策の観点からウェブでの開催となりました。大変御不便をお掛けいたしますが、その点、どうぞ御理解ください。よろしく願いいたします。

また、本日は途中で事務局の入替えを予定しておりますので、この点も御承知おきください。

それでは、ここまででカメラの撮影は終了となりますので、メディアの方々におかれましては御退室をお願いいたします。

なお、本日、傍聴者としてウェブで傍聴されている方もいらっしゃいますことを御了承ください。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元にお送りさせていただいている資料は、順番にまず議事次第、それから、家畜衛生部会委員の皆様の名簿、それから、資料は大変大部になりますけれども、テーマごとに右上に番号を振ってございますけれども、資料1-1から1-4、それから、資料2-1から2-4、資料3-1から3-4、そして、資料4と資料5となります。また、昨日お送りさせていただきました答申文案でございますので、こちらも御確認ください。

以上、届いていない資料あるいは落丁等がございましたらお申し付けください。

続きまして、本日は部会長の互選に入らせていただきたいというふうに思います。

食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定により、当審議会の部会長の選出は当該部会に属する委員の互選によることとされております。つきましては、部会長候補につきましてどなたか御意見ございましたらお願いいたします。

角倉委員、お願いします。

○角倉委員 柚木茂夫委員にお願いしたいと考えております。

○星野室長 ありがとうございます。

ただいま角倉委員より柚木委員に部会長をお願いしてはどうかとの御提案がございました。柚木委員、いかがでしょうか。

○柚木部会長 承諾いたします。よろしく申し上げます。

○星野室長 ありがとうございます。

それでは、これで委員の皆様方に御了承いただきました。柚木委員に部会長をお願いいたします。

柚木委員、せっかくですので、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○柚木部会長 ただいま部会長に選任いただきました柚木でございます。大変微力ではご

ございますけれども、委員の皆さん、そしてまた、事務局の農林水産省の皆さんの御協力の下で部会長の務めを果たしてまいりたいと思います。この家畜伝染病の関係につきましても、大変生産現場にとっては大変な脅威になることをごさいますして、これをどうしていくかということが農政上も大きな課題だというふうに思っています。家畜衛生に関する施策の迅速な対応、そして、飼養衛生管理の強化徹底が一層重要になっているというふうに思っています。部会におきまして委員の皆さんの知見による忌憚のない御意見を賜りますとともに、円滑な議事の進行に御協力を頂きますようお願い申し上げて、簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○星野室長 ありがとうございます。

なお、本日の会議の進行につきまして、御発言いただく際はカメラをオンに、それ以外はカメラをオフでお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては柚木部会長にお願いをしたいというふうに思います。柚木部会長、よろしくお願いをいたします。

○柚木部会長 それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

先ほどお話しございましたけれども、第52回の家畜衛生部会において農林水産大臣から諮問がなされております家畜伝染病予防法施行規則等の見直しについてということでございます。具体的には飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則、それから、飼養衛生管理指導等指針、さらに、特定家畜伝染病防疫指針の改正、この三つの事項でございます。これからそれぞれ個別に説明、それから、質疑応答等を進めてまいりたいと思います。

それでは、議事の（１）でございます。家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について事務局から御説明を頂きたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○星野室長 ありがとうございます。

それでは、（１）議題につきまして事務局の方から御説明をさせていただきます。

お手元の資料1－1から1－4を御用意ください。

先月、6月17日に制度の見直し、先ほど部会長の方からお話ございました3点の制度の見直しにつきまして諮問をさせていただいたところでございます。今回の見直しを振り返ってみますと、高病原性鳥インフルエンザの過去にないほどの大発生、それから、ワクチン接種農場における豚熱の継続発生などを踏まえまして、飼養衛生管理基準の遵守の徹

底あるいは防疫作業を迅速に行うための埋却地の確保、それから、大規模農場への防疫措置の強化といったことが課題となりました。特に鳥と豚につきまして防疫の強化が必要ということで、先般御説明をさせていただいたところでございます。

それでは、本日一つ目の議題になります家畜伝染病予防法施行規則の一部改正につきましてですが、本改正案につきましては、先日、家畜疾病小委員会、牛豚疾病小委員会で御議論を頂いております。それから、7月にパブリックコメントもさせていただきました。先にその検討状況を資料1-3と資料1-4にて御紹介させていただいた後、資料1-1と資料1-2で内容について確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、資料1-3をお願いします。

まず、小委員会の中で御議論いただいた内容につきましては、飼養衛生管理基準の是正措置の効果が表れない原因として猶予期間が長いのではないかと、移動式レンダリング装置が効果的に使えるのか、埋却地における市町村の役割をしっかりと書くべきではないか、対応計画は具体的にどのようなものを記載するのか、都道府県ごとに定めるということなのか、埋却地の確保はそもそも所有者の責務なのかどうなのか、畜舎ごとに担当を置くということについて頭羽数の上限についてはよくパブリックコメントなどで意見を吸い上げてほしい、ということでした。

それにつきまして事務局の方から回答としましては、是正措置につきましては早いタイミングで行うことで事前の抑止力につながるということ、レンダリング装置につきましては農場ごとにきちっとした飼養計画を立てる必要があるということ、埋却地への市町村の役割についてもきちっと都道府県の状況に応じて計画の中で記載をすることが適当であるということ、対応計画につきましては、国から通知により一定の基準を示し、その基準を上回る規模は優先的に対応するという、埋却地の確保につきましては一義的に所有者の方の責務となるのですが困難な場合には都道府県がきちんと補完をするということ、頭羽数の上限につきましてはパブリックコメントの意見も踏まえた上でしっかりと防疫が取れるような仕組みを検討するということを回答させていただきました。

こういったことから委員の方の御意見を踏まえた改正案の修正としましては、先ほどの畜舎ごとに担当の飼養衛生管理を配置するというところにつきまして、基本的には畜舎ごとに飼養衛生管理者を決めるんですけども、同一の方が複数の畜舎を担当する場合には、牛にあっては200頭、ただし肥育牛にあっては3,000頭、豚につきましては3,000頭、ただし肥育豚につきましては1万頭ということで数値を設定させていただいたところであります。

す。

今度は資料1－4を御確認ください。

こちらはパブリックコメントです。これも簡単に御紹介いただきますと、まず一つ目としては是正措置、これは現行のままでいいと。余り厳しくすると生産者との関係が悪化することから、現行のままで良いという意見もございましたが、何とか事前に措置することで改善を図ることが狙いですので、その点について御理解を頂きたいというふうに思います。

飼養衛生管理基準につきまして、都道府県ごとの作成により格差が生じることが懸念というふうになってございますけれども、飼養衛生管理の指導等計画、これは都道府県が所有者の方に対して指導するための計画でございますので、そこできちっと実態を踏まえて行っていただきたいというふうに考えております。

次は畜舎ごとの頭羽数、これは先ほど御説明させていただきました御意見を踏まえながら一定の上限を定めたいというふうに思っております。

対応計画は都道府県によって一体的に策定されるべきものであり、所有者が策定するというのはちょっと範囲を逸脱しているのではないかという御意見ですが、これはもちろん一義的には所有者の方が発生予防、まん延防止の責務にはございますけれども、策定に当たっては都道府県が一緒になって指導していただくということが重要だというふうに考えております。また、埋却等に備えた措置につきましては、埋却だけではなくて焼却や化製ということも活用というふうになってございますけれども、正にその点につきましても、例えば埋却地が困難というときには焼却施設あるいは移動式レンダリング装置、こういうものを使っていただくということも可能と考えております。

以上が小委の中の御議論とパブリックコメントでございました。こういったことを踏まえまして、資料1－1、資料1－2を見ていただきたいんですけども、今回の改正の中身につきまして、まず家畜伝染病予防法施行規則ですが、その中には、大きくは是正措置の期間、それから、飼養衛生管理基準の見直しということで二つの項目、柱がございます。まず、是正措置の期間につきましては、2週間から1週間あるいは1週間から3日ということでそれぞれ発生予防、まん延防止に対する命令の期間を短くするという、それから、飼養衛生管理を行うに当たりましては、飼養衛生管理基準に飼養衛生管理指導等計画もきちっと活用していくということを明記しました。この飼養衛生管理基準というのは、御承知のとおり生産者の方、消費者の方が自ら疾病を防ぐために行うべき措置でございま

す。飼養衛生管理指導等計画というのは、これは都道府県の方が現場に対しましてどこのポイントで指導するかということを実画的に盛り込むということになってございます。また、大規模農場につきましては、畜舎ごとの担当の飼養衛生管理者を配置するという事を新たに新設するというふうになってございます。

括弧書きは牛についてでございませんで飛ばしまして、次のページ、豚にいきますと、今お話しさせていただいたポイントは同じでございませんで。それに加えて、家畜の頭数が多く殺処分などに多大な時間を要すると都道府県知事が認める所有者につきましては、発生時の防疫対応計画を策定するという事を新たに新設、それから、これまでの埋却地の準備に代えて、埋却などに備えた措置として埋却地又は焼却施設を確保することとし、これらが困難な場合は代替として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組を実施することを規定しております。

最後に鶏でございませんでけれども、鶏もこれまでの豚と同じような措置になっているところでございませんで。

馬につきましては、今回飼養衛生管理基準につきましては、指導等計画についてしっかりと明記をするという点だけ盛り込んでございませんで。

以上が家畜伝染病予防法施行規則の改正案の概要でございませんで。具体的には資料1-2のところは新旧の対照になってございませんで、細かいところはこちらも御確認いただいて、基本的には今概要で御説明させていただいたポイントになっているところでございませんで。

以上が議題(1)の家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に係る概要、変更のポイントでございませんで。

○ 柚木部会長 どうもありがとうございました。小委員会の意見の内容も含めて御説明を頂きました。

それでは、本件につきまして委員の皆さんから御意見、また、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

○ 日高臨時委員 よろしいでしょうか。日高でございませんで。

○ 柚木部会長 どうぞ。よろしく申し上げます。

○ 日高臨時委員 まず質問があるんですけども、大規模の場合ということで、豚の場合なんですけれども、一番最初にこの改正の畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置することというところで、合計が3,000頭、そして、肥育に関しては1万頭を超えないことと

ということがありますけれども、これの3,000頭というのは、これが母豚と生まれたばかりの子豚何か月齢ぐらいまでの豚なのかということですね。それと、「肥育の満10か月未満の豚をいう」と書いてあるんですけれども、これの始まりが月齢は何か月齢なのかというのがちょっと分からないので、その辺りの区分というか、それと大規模所有者ということの規定というのがこの場合書いていないと思うんですけれども、これが今言う要するに相当数みたいな感じでは書いていないわけですよ。昔のものだと大規模所有者というのは3,000頭以上が豚の場合はたしか該当すると思うんですけれども、皆さん御存じのように養豚の場合は平均でも今二千何百頭という日本全国の平均がなっていますので、その辺りの……

○星野室長 事務局です。日高委員、聞こえますか。

○日高臨時委員 はい。聞こえます。

○星野室長 途中で音声がかちと途切れてしまったようですので、今の御質問、後半部分をもう一度お願いできますでしょうか。すみません。

○日高臨時委員 どこからが後半ですかね。

○星野室長 平均飼養頭数、大規模の定義のところで平均飼養頭数二千何百とかその辺の話以降です。

○日高臨時委員 今の現状で、全国平均で多分相当数だと思うんですけれども、二千何百頭まで規模は拡大していますよね。この中で畜舎ごとに担当する家畜頭数の合計が3,000頭と肥育の場合には1万頭を超えるということが書いてあるんですけれども、その基準というのは、その3,000頭は何を含んで3,000頭なのか、それと肥育等の場合には月齢が10か月未満の豚をいうと書いてあるんですけれども、肥育としてのスタートが何か月齢なのかというのが書いていないので、それと先ほど言ったように平均が二千数百頭の場合、3,000頭の基準というのはいまいちよく理解できないので、説明をお願いしたいんですけれども。分かりませんか、質問の意味が。

○古庄課長補佐 分かりました。古庄でございます。

資料1-2の4ページに該当の条文がございますので、お聞きください。

こちらは後半部分、「肥育豚（月齢が10か月未満の豚をいう）」と書いてあって、肥育豚というのが用途で分けてあるのでちょっと分かりづらかったかもしれないんですけれども、厳密に細かく小さい豚を用途で分けるのはできないので、便宜的に10か月齢未満のものは全て肥育豚としてカウントするという方法を取っておりますので、10か月齢以下のもの

のをもうゼロ日齢から全て肥育豚としてカウントすることになります。将来的にごく一部はもちろん繁殖にはなるんですけれども、そこはごく僅かな誤差の部分ですので、それは肥育豚として数えるということになります。

大規模の規定につきましては、今回の改正部分では直接ないんですね。ほかの条文で規定しておりまして、それは3,000頭以上を大規模として規定しておりまして、今回大規模の基準自体は改正する内容にはなっていないというところでございます。

以上です。

○柚木部会長 よろしいでしょうか。

○日高臨時委員 いまいちよく分からないんですけれども、大規模所有者というのは従来どおり合計で3,000頭以上の場合には大規模所有者とすることになるわけですか。

○古庄課長補佐 さようでございます。

○日高臨時委員 それでは、従来のものと変わらないということですね。

○古庄課長補佐 さようでございます。

○日高臨時委員 それでいくと、ほとんどの養豚場の場合は3,000頭といたら母豚でいうと大体200から210頭のところが3,000頭を超していますので、大部分の養豚場がこれに変わるということになりますよね。入るということになりますよね。

○古庄課長補佐 正確な数値はちょっと持っていないので申し上げられないんですけれども、平均が2,400で中央値となるともう少し千数百頭になると思いますので、恐らく例えば3割とか2割とかそういった数になる、ちょっと今すぐに手元にはないんですけれども、たしか2割ぐらいだったと思います、全体としては戸数から言いますと。すみません、2割弱だと思います。1,000戸までは行かない、数百戸、800とかそれぐらい……

○日高臨時委員 該当するということですか、大規模に。

○古庄課長補佐 すみません。令和2年の時点で784戸でございます。豚のうち大規模が784、令和2年2月1日現在でございます。全体だと2割弱になります。

○柚木部会長 よろしいですか。

○日高臨時委員 それと、先ほど豚熱のことでこういうふうにして畜舎ごとうんぬんということで飼養管理者を置くということになったと思うんですけれども、やはり今回の豚熱うんぬんで飼養衛生管理基準がそのために改正されるという方向になっていると思うんです。今現状で豚熱が発生した農場なんかでやはりPRRS陽性農場とか、あと連鎖球菌症等という病気などがやはり子豚、生後40日前後で感染して死亡が増えていくという状況の

中で、この前の整理が出された中で管理獣医師の先生たちもその辺りを見逃しているという事で、そういう現象があったと思うんですけれども、確かにそういういろんな病気の状況がありまして、獣医の先生たちでも見逃すという状況の中で、飼養管理者を増強したからといってその辺りにやはり見落としというのとはなかなか変わらないと思うんですよね。結局これで飼養衛生管理基準は何か問題があるたびに改正するという事は、いたちごっこになっているんじゃないかと思っています。

そこで、やはり日本の場合には豚熱のワクチンが実際今接種しているんですけれども、やはり接種方法を国の方も見直してもらっていると思うんですけれども、確かに抗体の問題がありまして、その辺りが直面している課題だと思うんですけれども、私たち養豚の方が言っているように、やはり生み落ちた後の30日から50日齢でもいいんですけれども、2回接種をして、確かにここに対する明確な答えは出てこないと思うんですけれども、やはりこの辺りを養豚農家とか都道府県、国、動衛研なんかが試験をしながら、確かに無駄なものはあると思うんですけれども、ワクチンを有効に使ってやっていく方策をもう一度見直してもらおうということが第1点ですね。

それと、イノシシがやはり全国的に広まって歯止めが利かない状況であると。後ほどベルギーとヨーロッパの諮問があると思うんですけれども、あそこ辺りでやはり野生イノシシとの淘汰ができています。治験とかASFというウイルスの病気の違いというのはあると思うんですけれども、やはり日本もその辺りをもうちょっと考えて、イノシシ対策を……思っております。

以上です。

○柚木部会長 ちょっと途中声が聞こえなくなったんですけれども、農水省さんの方はどうでしょうか。

○星野室長 事務局です。ありがとうございます。

今回の変更に関わる視点ではございませんので、頂いた御意見についてはまたの機会でご検討させていただきたいというふうに思います。

○日高臨時委員 いや、機会じゃなくてやはり飼養衛生管理基準というのは中国みたいに今ASFでやっている農場なんかがあると思うんですけれども、やはりそういう方法でやらない限りはいつまでたっても同じいたちごっこだと思うんですよね。ですから、やっぱり最後はワクチンとイノシシ対策というのを今回の議題ではないと思うんですけれども、その辺りをやっていかないというまでたっても同じ飼養衛生管理基準の改正ということ

やっぴいかななくちやいけないうので、いま一度その辺りをしっかりと対策していつてほしいということですね。

ですから、私は今回のこの大規模畜舎ごとの担当を置いてうんぬんということに対しては、私はこの諮問に対して反対という考えでおります。

以上です。

○柚木部会長 今、御意見も含めていただきました。

それでは、ほかの先生方で何かございますでしょうか。

○山口臨時委員 よろしいでしょうか。

○柚木部会長 山口委員、お願いします。

○山口臨時委員 山口ですが、対応計画の関係で2点質問したいのですが、資料1－3の中の対応計画については、国からの通知により一定の基準を示し、その基準を上回る場合は優先的に対応するとありますが、本文を見ますと、そういう都道府県は対応計画のするところを決めて作っていくような、一緒に策定していくというようなところがあったんですけども、1点目としては、この基準というのは何か飼養規模で何頭以上のところは作るというような、そういう目安は何か考えられているのかなというところと、もう一点は、牛については将来的に取り組むと記載がありますが、将来的というのはいつ頃でどのように策定していくべきという何かそういう想定はあるのかというところの2点をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○柚木部会長 それでは、事務局の方、よろしくをお願いします。

○古庄課長補佐 古庄でございます。

1点目でございますが、対応計画につきましては、近日中に通知を予定しておりまして、都道府県の実効性も踏まえて数値の具体的なものを示したいと思ひます。牛の将来がいつというのは、今のところまだ想定はございません。

以上です。

○山口臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○柚木部会長 ほかの委員の先生、どなたかございますでしょうか。

時間も少し超過しておりますので、それでは、議事(1)については一旦ここで切らせていただいて、続いて議事(2)の飼養衛生管理指導等指針の一部変更について事務局の方から御説明をお願いしたいと思ひます。よろしくをお願いします。

○星野室長 ありがとうございます。

続きまして、議事（２）飼養衛生管理指導等指針の変更案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、こちら資料２－１から２－４、特に２－３と２－４で小委の先生方の御議論の概要とパブリックコメントにつきまして御紹介をさせていただいた後、資料２－１、２－２に基づいて変更案を御説明させていただきたいというふうに思います。

まず、資料２－３でございますけれども、委員の御議論としましては、クロスコンプライアンス、これは事業、補助事業や資金の支援等、政府の事業を仕組むときに本飼養衛生管理基準をしっかりと守っているということを一つの要件、メルクマールにするわけですが、クロスコンプライアンスの導入に当たりましてどのような確認をするのか、また、埋却地の確保につきまして、周辺住民の理解醸成とありますけれども、これも難しいのではないかと御意見がございました。

まず、クロスコンプライアンスにつきましては、家畜保健衛生所などによりまして、まず事業の性質がどういうものなのかをよく考えながら遵守の状況、例えば自ら遵守していますという自己宣言でいいのか、あるいは第三者のチェックを要するのか、そういったことを事業ごとで確認していくことが想定されております。

また、埋却地の周辺住民の理解醸成につきましては、今シーズンの対応において発生後の説明で同意が得られなかったという事例が今回ございました。それによって防疫に時間が掛かったということがございましたので、やはり事前に都道府県、市町村と連携をしながらしっかりと進めていくことで、是非こちらは取り組んでいただきたいというふうに回答しております。

続きまして、資料２－４、パブリックコメントにつきまして御紹介をさせていただきますと、埋却地を確保できなくて都道府県の補完的な体制を利用する場合に、県有地、市有地だけではなくて国有地、国の土地も位置づけるのが望ましいのではないかと御意見、これにつきまして、まず一義的には所有者の責務というふうに法律上はなっております。ただ、困難な場合には法律上、都道府県が必要な措置を、そしてまた、特に必要と認める場合は農林水産大臣及び市町村長に協力を求めるという規定になってございますので、指導等指針、これは都道府県がどのように現場に指導していくかという指針につきましては、今の形で進めたいというふうに思っております。

また、埋却地につきまして周辺住民の理解を醸成することが非常に重要であるとしているが、平時の周辺住民への説明は困難ではないかという御意見、確かに大変ごもっともな

ことではございますけれども、地域における良好な関係性を築いておくことは重要でありまして、防疫措置が今回も同意が得られずになかなか進まなかったという事例がございますので、平時から周辺住民の方への理解の醸成にしっかりと取り組んでいただくことを是非行っていただきたいというふうに思っております。

また、埋却地の確保が困難な場合において都道府県知事が土地の確保などを講ずるに当たって、家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導を行うとありますけれども、具体的には何を想定しているのかという御質問でございました。これにつきましては、例えば移動式レンダリング装置を使うという場合あるいは焼却施設を利用するという場合に、当該農場の状況を踏まえまして必要となるもの、例えばレンダリング装置であれば設置する場所はどこなのか、こういった形でその設置を行っていくのか、あるいは殺処分のために家畜を移動する場合の動線はどうなっているのか、また、片付け、草刈りはどういうふうにするのかといった具体的な取組を示しまして、それができるということでクリアをさせていただくというふうに考えております。

以上が小委の御議論、それから、パブリックコメントの御意見でございました。こういったことを踏まえまして、資料2-1に戻っていただきますと、飼養衛生管理指導等指針の変更の内容につきまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まずは一つ目、都道府県は家畜所有者による埋却地の確保が困難な場合のセーフティネットとしまして、家畜所有者と共同して対応するということを追記しております。

それから、二つ目、埋却地の確保や指導計画の見直しに当たりましては、地域の防疫協議会、家畜衛生の協議会というのが地域ごとにごございますけれども、そういったものをしっかりと活用していくということをも明記してございます。

それから、特にこれは家禽なのですけれども、使用衛生管理基準を遵守するに当たりまして、所有者の方が毎年行う一斉自己点検検査、これを明確にしていくということ、それから、四つ目、国あるいは都道府県が支援、事業を仕組む場合はクロスコンプライアンスもしっかりと導入していくということ、それから、五つ目、都道府県は大規模な農場における対応計画を対象者に対しまして明らかにした上で、きちっとした指導を行うということ、それから、最後に指導につきまして命令を違反した場合においては、都道府県は原則その方の氏名等を公表するというところを追記しているところでございます。

以上が主な変更の中身でございます。

事務局より以上です。

○柚木部会長 説明は以上ですか。よろしいですか。

○星野室長 はい。以上でございます。

○柚木部会長 それでは、このことについて委員の皆さんからの御質問、御意見等を頂ければと思います。どなたかございますでしょうか。

○津田臨時委員 津田ですが、よろしいでしょうか。

○柚木部会長 どうぞ。津田さん、マイクをお願いします。

○津田臨時委員 津田です。

ここの中で移動式レンダリング装置の活用ということで書いてあるんですが、この前の神奈川県が発生では移動式レンダリングを使ったような話も聞いております。実際にここで使われてみて問題点あるいはいろいろな情報等ありましたらちょっと情報を教えていただければと思います。お願いします。

○柚木部会長 それでは、事務局の方でよろしくをお願いします。

○星野室長 事務局でございます。ありがとうございます。

津田牛豚疾病小委員長の方から御指摘がございました移動式レンダリング装置につきましては、まさに今回、豚熱が神奈川県で発生したときに使用されております。ウイルスの拡散防止には、やはり発生して直ちに殺処分をした後、埋却をするのが迅速な対応でございますけれども、埋却地がどうしても確保できない、例えば水が出てしまうとか、あるいは都市部のところで場所が確保できないといったときには、農林水産省が動物検疫所におきまして4台ほど移動式レンダリング装置を保有してございますけれども、それを都道府県の御指導の下、しっかりと使うということが可能となっております。

今回も埋却の場所がなかったものでございますから、移動式レンダリング装置を使うという判断は早かったんです。ただ、まず移動式レンダリング装置の置き場所ですが、これは50メートル掛ける50メートル、2,500平米ぐらいの場所を平地で確保しなければなりません。それで、装置自体もかなり重量の重たいものですから、地盤もしっかりしたところを確保するというところで、結局、移動式レンダリング装置の設置する場所を確保するのに大変時間が掛かりました。結局は当初考えていたところは駄目でした、その場所の確保もさることながら、やはり住民の方々の同意がなかなか得られなかったということもございます。それで、最終的には発生農場の隣接地を利用しまして、しかし、そちらは地盤が緩かったものですから、鉄板を敷くなど土台を養生しまして、そして、そちらの方に移動式レンダリング装置を運んで豚の殺処分とレンダリング処理、そして、その後の焼却施

設への運搬ということで対応をさせていただきました。

課題としましては、今申しましたように、まず埋却の場所を確保するのが住民の同意あるいは地盤の確保で非常に戸惑ってしまったということ、それからもう一つは、最終的には焼却処理をしなければいけないので、焼却施設の確保、こちらも殺処分なりレンダリング処理をしたタイミングと同じようなタイミングで焼却処理できるような場所を確保しなければいけないということ、そういったことがなかなかスムーズに行かないなということが分かってまいりました。ただ、結局は今般も皆様の御協力を頂きまして、神奈川の方の防疫を無事終わることができました。

以上でございます。ざっと概要を説明させていただきました。

○柚木部会長 ありがとうございます。

○日高臨時委員 すみません。日高ですけれども、よろしいですか。

○柚木部会長 日高さん、どうぞ。

○日高臨時委員 今この焼却施設というのは、既存のごみを燃やすとかそういうところを使えるんですか、そういうところが。質問ですけれども。

○柚木部会長 よろしくをお願いします。

○星野室長 事務局でございます。

家畜伝染病予防法に基づく防疫作業の一環としましては、普通の焼却施設、これはもちろん先方との調整は必要ですけれども、調整ができた次第におきましては焼却することが可能となっております。

以上です。

○柚木部会長 日高さん、よろしいですか。

○日高臨時委員 はい。大体この神奈川県で何トンぐらいの焼却量なんですか。あれが何トンでしたか。3,000トンぐらい、3,500ぐらいでしたか。トン数というのは、この焼却で出たごみというか豚はどのぐらいなんですか。

○星野室長 事務局でございます。

○柚木部会長 よろしくをお願いします。

○星野室長 ちょっとにわかに手元に数字がございませんので、重量で言うとあれですけれども、頭数は御存じのとおり4,000頭前後だったと思いますけれども、ちょっと重量につきましては手元にデータがございません。

○日高臨時委員 すみません。それから、もう一つ、焼却と埋却、どちらの方が国として

は、この焼却も結構掛かりましたよね、全部するまでに。その辺りを国としては焼却と埋却はどちらということがあるのでしょうか。

○星野室長 事務局です。

先ほど申しましたように迅速な防疫作業、ウイルスを拡散させないということを考えますと、やはり埋却地が用意されていることが一番防疫作業としては早くできると考えております。

以上です。

○柚木部会長 よろしいですか。

○日高臨時委員 ありがとうございます。

○柚木部会長 ほかの委員の先生方で何かございますでしょうか。

では、ないようでございますので、次の議事（３）の方に入らせていただきたいと思います。特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてということで事務局から御説明をお願いいたします。

○星野室長 続きまして、議題の三つ目、特定家畜伝染病防疫指針につきまして御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料３－３、３－４を御確認ください。先ほどと同様にまず小委員会の概要とパブリックコメントを御紹介させていただきます。

小委員会の中での御議論につきましては、まずは発生に備えた都道府県の取組として、動員計画、調達計画の策定、国への報告、それから、埋却地の事前確保に係る指導等につきましては、周辺住民の理解の醸成、こういったことを中心に御議論いただきました。特に鳥インフルエンザにつきましては、発生農場から周辺１キロ圏へのウイルス拡散防止ということで野生動物対策をきちっと書くべきではないかということ、それから、防疫作業、防疫措置における動員の確保につきましては、民間の方々の利用も考えてはいないのかという御質問、それから、殺処分をしました家禽の死体を移動する際の密閉容器としまして、密閉路などのものではなく、いわゆる防水段ボールを利用したわけですが、何か問題がなかったのかということがございました。また、豚熱の指針につきましては、資材の備蓄を大規模発生農場におきましては国でもしっかりと行うべきではないか。それから、対象家畜以外の家畜飼養者を防疫措置に動員ということが書いてございますけれども、これはどういったことを想定しているのかということ、それから、まん延防止の場合に消毒の代わりとしまして消石灰の散布を行うというふうになっておりますけれども、白い粉でご

ございますので、散布に対する周辺の方の苦情あるいは白い土地になってしまったときの経営再開のための準備などに問題はなかったのかという御意見がございました。

それに対しまして事務局からは、まず発生農場の周辺の1キロ圏の野生動物対策、これにつきましては、具体的にどこをどういうふうにするかということは知見をまた集積して、今後皆様の方にもフィードバックしていきたいというふうに思います。

また、防疫措置の民間事業者の利用ということですが、もちろん民間事業者の方々も活用することは全く問題ございません。実際に今回も民間の方も含めて都道府県だけではなくて、皆さんで防疫の作業に当たっていただいているところでございます。

また、殺処分死体の移動に使用した防水の段ボールにつきましては、特段問題なくウイルス拡散防止に効きましたので、今後しっかりと防疫に使えるように各都道府県にも紹介をしていきたいというふうに思っております。

それから、消耗資材につきましては、国でももちろん備蓄はしていきますけれども、民間でも発注を掛ければどんどん生産・流通に乗せていただけますので、日頃からの民間とのお付き合いにつきましてしっかりとやっていただければ、体制整備をすることが重要だというふうに考えております。

また、畜産・農業関係団体の動員ということですが、これにつきましては、対象家畜以外というところにつきましては、あえて明記をせずに削除させていただきました。

それから、防疫上の必要な措置ができますよう、消石灰の散布につきましては防疫上必要な措置でございますので、そういったことができますよう日頃から目的あるいは実際出た場合の方法、そういったことについて周辺の方々への理解醸成に努めるということが重要であるというふうに御回答させていただいております。

それから、パブリックコメントの方も御紹介をさせていただきますと、パブリックコメントにつきましては、まず動員計画の中で家畜の所有者はやはり自らの防疫作業に注力すべきであり、また、畜種が違うからといって何らかの微生物、病原体を持ち帰る可能性も否定できないから、対象家畜以外の家畜飼養者であっても防疫措置に動員すべきではないのではないかという御意見、こちらは先ほど言いましたように文言はあえて削除させていただいております。ただ、家畜の畜産関係者ももちろん都道府県の実情に応じまして御協力いただける範囲で是非御協力いただくということで、合意形成を図ることが重要だというふうに考えております。

また、埋却地の確保につきまして、国においても利用可能な国有地の情報提供あるいは

国民の理解醸成を図るための取組は実施するべきであるということでございます。こちらは先ほども御説明させていただきましたが、埋却地の確保につきましては、まず一義的に法律上は所有者の責務となっております。ただ、困難な場合には法に基づきまして、都道府県が必要な措置を行うということ、また、特に必要があるというときには農林水産大臣も都道府県知事の協力に対しまして、都道府県知事から農林水産大臣に対しまして協力を求めることができるというふうになってございますので、既にその件につきましては明記されているというふうに理解しております。

また、埋却に関する周辺住民への説明は、発生時に必要に応じて実施しているが、平時からの説明は困難な面もあるので、なかなか明記されることは難しいので、削除することが望ましいという御意見がございました。こちら先ほどから御説明させていただいていますが、周辺住民の方々におきましては、発生したときの対応につきまして説明をして、日頃から理解醸成を進めていただくというのが重要と考えておりますので、万が一発生したときに何が起こるのかということをも埋却も含めて、きちっとしていただきたいというふうに考えております。

また、防疫対応計画でございますけれども、所有者自らが防疫措置の計画を策定することは困難であるので、都道府県と所有者が協力して対応計画を策定するべきではないかという御意見、これに対しましては、先ほどからもお話ししてありますが、家畜の所有者はまず一義的には発生予防、まん延防止を取るべき責任がございました。そういったときになかなか難しいというときには、都道府県がそれに対して指導あるいは支援をするということで、実効性を確保することが望ましいというふうに考えております。

最後に、県内の動員や消毒ポイントの設置、地域の消毒に当たりましては、農林水産省も関係省庁とよく連携協力して調整をしてほしいという御意見、これは正に今回の高病原性鳥インフルエンザの防疫措置につきましても、関係省庁、政府一丸となって関係閣僚会議あるいは関係府省庁連絡会議などを通じて、農林水産省だけではなくて関係する省庁とも連携をしながら、防疫の作業措置を図っているところでございます。

以上が小委員会の御議論、それから、パブリックコメントの主な御意見でございました。

こういったことを踏まえまして、資料3-1、特定家畜伝染病防疫指針の変更の概要につきまして御説明をさせていただきます。

基本的には皆同じ内容でございますので、まず鳥のインフルエンザにつきまして御紹介させていただきますと、一つ目としましては、まず、防疫の事前の準備としまして都道府

県内の最大規模の農場を想定して動員計画、調達計画の策定あるいは国への報告をすることを考えております。具体的には、家畜衛生担当部局あるいは畜産・農業関係団体だけではなくて、都道府県全体を挙げた動員体制とするとともに、あらかじめ事前に関係者との合意の形成を図るということ。それから、二つ目、具体的に言いますと、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合は、関係省庁、農水省あるいは都道府県、他県の応援なども要請しながら、それでも困難というときには自衛隊の派遣も検討するということ。それから、三つ目、防疫に必要な資材、薬品、そういったものについては、あるいは特殊自動車などの調達先の確認、それから、死亡家禽の保管場所の確保なども行っておく必要がございますので、こういったことにつきましては、事前に関係するところと防疫協定などの締結を進めるといったことを盛り込んでございます。

また、(2)としましては、埋却地の問題です。埋却地の事前確保につきまして、周辺住民の理解の醸成に向けてしっかりと取組を行うということ、また、これらの取組が十分でない場合は、焼却施設、また、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整を図りながら防疫協定を進めるということも重要な取組だというふうに考えてございます。

三つ目としましては、都道府県知事が必要と認める大規模所有者に対しましては、発生に備えた対応計画の策定を指導し、動物衛生課の方にも報告を頂くということ。それから、四つ目としましては、事前に策定をした動員計画、これを基に具体的に必要な人員の具体的な防疫対応計画を策定しておくということがいざ発生したときの迅速な対応につながるというふうに考えております。

それから、五つ目としましては、発生農場及びその周辺におきまして、ウイルス拡散防止のためにネズミなどの小型野生動物の対策もしっかりと行うということを明記しているところでございます。

そのほか、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱につきましては、内容的にも高病原性鳥インフルエンザの指針と同じところにつきまして変更をしていきたいというふうに思っております。

なお、牛疫、牛肺疫につきましては口蹄疫に準ずるというふうになってございますので、特段の改めた修正はございません。

以上が特定家畜伝染病防疫指針の変更の概要でございます。以上でございます。

○柚木部会長 ありがとうございました。

今、議事(3)につきまして事務局から御説明を頂きました。このことにつきまして委

員の皆さんから御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

ございませんか。いいですか。

それでは、この議事（3）につきましては特に御意見、御質問がないということで、よろしいですかね。それでは、答申に関わる三つの事項につきまして御意見、御質問、御説明等を頂いたわけでございますけれども、このことを踏まえまして答申案が出されております。家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について、それから、飼養衛生管理指導等指針の一部変更について、さらに、特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてでございますが、答申文案のとおり適当であるということで、答申を行うことについて委員の皆様方は御質問ございますでしょうか。先ほどちょっと御意見もあったようでございますけれども。

○石川動物衛生課長 部会長、動物衛生課長の石川でございます。

先ほど日高先生の方からちょっとお話があったので、我が方の考え方をいま一度お話しさせていただきたいと思ひます。

○柚木部会長 よろしくお願ひします。

○石川動物衛生課長 日高先生の方から大規模農場におけます畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置につきましていろいろと御意見あったかと思ひますけれども、この規定の背景でございますけれども、もう御承知のとおり豚熱ワクチン接種農場においては、発生後には感染状況調査というのを実施しておるわけでございますけれども、その結果を見ますと、通報のあった豚舎以外の豚舎でも豚熱に感染した豚が確認されております。また、昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生事例におきましても、周りへの蔓延はなかったわけでございますけれども、一部の発生事例につきましては、やはり通報、いわゆる死亡鶏を見逃してしまつて通報が遅れたというような事例がございました。このような豚熱ですとか高病原性鳥インフルエンザの状況を踏まえれば、豚ですと豚舎ごと、鶏ですと鶏舎ごとに飼養衛生管理者を配置しまして、異常の早期発見と迅速な初動防疫につなげることがこれらの疾病、豚熱ですとか高病原性鳥インフルエンザを含めました家畜伝染病の防疫対応上必要と考えております。正に生産現場には新たな取組となるわけでございますけれども、現在の飼養衛生管理の実態を踏まえても理にかなつたものではないかと思ひますので、是非とも御理解いただきたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○柚木部会長 ありがとうございます。日高委員の御意見に対しての農水省の方の考え方を今お話があったところでございますけれども、皆様よろしゅうございますか。

それでは、異議なしということで、いろいろと御意見等は頂いたところでございますけれども、今後の答申の手續等をこれに基づいて進めさせていただきたいというふうに思っております。いろいろと活発な御意見、ありがとうございます。一応三つの答申に関する事項についてはこれで終わりたいというふうに思います。

それでは、次の議事に移る前でございますけれども、事務局の方の交代があるということでございますので、一旦進行の方を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局 入替え)

○柚木部会長 すみません、事務局の方、聞こえておりますでしょうか。

○沖田室長 ありがとうございます。今ここで事務局を交代させていただきます。後半につきましては、私、動物衛生課の国際衛生対策室長の沖田が事務局を担当します。また、後ろには国際衛生対策室の高木課長補佐も控えております。事務局の方で御対応いたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして柚木部会長に引き続きお願いをしたいと思いますので、柚木部会長、よろしくお願いいたします。

○柚木部会長 それでは、これから次の議事の（４）ですね。チェコ共和国のアフリカ豚熱清浄性認定に関するリスク評価についてということで、事務局から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○沖田室長 ありがとうございます。

それでは、チェコ共和国のアフリカ豚熱清浄性認定に関するリスク評価について御報告を申し上げたいと思います。資料につきましては、資料４を使います。資料４については、前半の部分に報告書の概要が載っております。その後、参考資料があつて、その後ろに委員限りの配付とさせていただいておりますが、報告書の詳細版というのがございます。委員の皆様におかれては、お手元に資料の方を御準備いただきたいと思います。説明に当たって画面共有させていただいておりますが、スライドも適宜使いながら御説明をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、チェコのアフリカ豚熱清浄性認定に関するリスク評価についてです。

まず、このチェコなんですけれども、2017年6月にチェコにおいて野生イノシシで初め

て陽性が確認されたということがありましたので、これを受けて日本はチェコからの豚肉等の輸入の一時停止を行ったところではあります。その後、2019年5月になりましてチェコがASFの清浄性を再度獲得したので、輸入の停止を解除してほしいという要請が2019年5月にございましたので、標準的手続に従いましてリスク評価を行ったところではあります。

まず、チェコにおける地理的な状況ですけれども、チェコの国は13の州と、それと首都のプラハの地域から構成されて、さらに、その州が細かく郡に分かれるという形になっております。郡の数が全部で76という行政単位、行政区分となっております。

獣医師組織体制でございますが、スライドを共有させていただいております。獣医当局が国家獣医局、SVAというふうに略してありますが、家畜衛生当局として獣医の行政をつかさどっていると。このSVAが中央獣医局、それから、州獣医局、そして、プラハ獣医局ということで中央の本部、そして、各州を担当する州獣医局、そして、プラハ首都地域を管轄するプラハ獣医局ということで分かれております。

検査の機関、診断機関ですけれども、チェコにはプラハ国立獣医学研究所、イフラバ国立獣医学研究所、そして、オロモウツ国立獣医学研究所と三つございまして、その三つが連邦獣医学研究所を構成しております。これらがチェコにおけるナショナル・レファレンス・ラボラトリーとなっておりますが、ASF、アフリカ豚熱に関しましてはイフラバ獣医学研究所がナショナル・レファレンス・ラボラトリーとなっております。

また、チェコにおける法律ですけれども、獣医に関する法律は獣医療に関する法律というのが主体的な法律として存在し、その他ASFに関してはASFの対策やその防止に関する法令等、こういった各種法律が整備されているところではあります。

また、スライドをちょっと次のスライドにしますが、チェコにおける一般的な豚の飼養の状況でございます。表2の方ですけれども、表2に書いてあるとおり豚の飼養農場につきましては8,400戸、飼養頭数が130万頭という飼養規模でございます。真ん中辺りのヴィソチナ州というところが最も養豚の盛んなところとなっております。豚肉の生産量は大体年間21万トン程度というチェコにおける養豚の生産規模でございます。と畜場は、これは各国大体みんな一緒ですけれども、中央獣医当局の承認を受けて営業しているという形になっておりまして、それぞれ各施設に州の獣医官が常駐して検査を行うという状況です。野生イノシシは、これは狩猟等で捕獲されると家畜豚とは別に専用施設において処理されておりますので、食肉の製造工程において家畜豚とイノシシが交差するということはありません。

また、チェコにおいては養豚農家が登録をする義務がございます。1頭でも豚を飼っている場合には登録をしなければなりません。獣医当局の管理するシステムに登録をしなければならないということになっております。また、豚については群を単位として耳標あるいは入れ墨によって識別をされているという状況です。

次に、ASFの発生状況でございます。

次のスライドを映していただきますと、これが感染区域内における発生状況、検査数、それから、陽性の頭数の実績をずっと並べたものでございます。2017年6月にパッシブサーベイランスの一環として東部、これはスロバキアと国境を接している州なんですけれども、ズリーン州というところのその下の郡、ズリーン郡で野生イノシシの死体を検査したら陽性が見つかったというのが、これが最初でした。原因としては、特定までは至っていないんですが、SVAとしては感染地域から入国する外国人労働者が持ってきた軽食がASF感染豚由来であったという説、あるいは国外からの輸送によって持ち込まれたという仮説を原因として考えておるところです。

この初発以降、合計で230例の野生イノシシでの陽性事例が見つかっております。最後に見つかったのが、このグラフは時系列に並んでおりますが、グラフで見ますと、2018年4月に見つかったものが一番最後ですけれども、これはもう腐敗、分解が進んだ死体で陽性が見つかったんですが、死んだのは恐らく2017年10月以前であろうという推定をされているところなんです。ここで見つかったのはこれが最後でしたので、2019年3月にEUはチェコがまた清浄性を再獲得したということを確認し、制限区域を解除いたしました。また、OIEもチェコからの報告を受けて、チェコの清浄化宣言を公表したところなんです。これは4月19日付でございます。

なお、この間、一貫して家畜豚でのASFの発生は確認がされておられません。

それでは、講じられた措置でございますが、まずは制限区域を設定しております。制限区域は先ほど言ったズリーン州のズリーン郡で見つかったわけですけれども、まずは直ちに暫定的な感染区域というものを設定し、それが後にズリーン州の中のズリーン郡全体をまず感染区域として設定し、その周りに集中的狩猟地域というのを設定しております。この共有したスライドの真ん中の絵を見ていただきますと、赤枠の中なんですけれども、まず薄い黄色の部分、これが集中的狩猟地域、緑色の部分はこれがズリーン郡なんですけれども、これが感染地域ということになっております。感染区域内を更に細かく分けて、ASF陽性事例が見つかった地域として高リスクゾーン、それから、見つかっていないけれ

ども、ズリーン郡の中ということで低リスクゾーンというふうに分けております。

これはチェコ独自の制限区域の設定で、EUのルールとしては、EUは野生イノシシで見つかりとパート2というゾーニング、その周りにバッファゾーンとしてパート1というゾーニングをするというのがEUのルールになっていますが、EUのルールでいうパート2は、その制限区域は少し小さくなっていて、この集中的狩猟地域はズリーン州よりも更に大きなくくりになっておるんですけれども、パート2、パート1を合わせますと、ズリーン州のみが制限区域となっているのがEUのルールに基づくゾーニングです。パート2がズリーン郡、ズリーン州の中はあと三つ別の郡があるんですけれども、その三つの郡がパート1ということで、チェコが決められている制限区域よりも少し狭い範囲がEUのルールに基づく制限区域ということになってございます。

制限区域内では、次のスライドにさせていただきますと、制限区域内では移動制限、これをEU法規に基づく移動制限をするということと、また、チェコの措置としては、高リスクゾーンの中にコアゾーンという最もリスクの高いところについては、ここをフェンスで囲うという形にして、電気柵あるいは嫌なにおい、イノシシが嫌う嫌なにおいを出す忌避剤、これを使ったフェンスの囲い込み、これがコアゾーン、いわゆる一番リスクが高い部分を囲むようにフェンスを張りました。発生したすぐはここを囲った後、そこを立入禁止にするという形にしております。

そうしますと、ASFですので、野生イノシシがどんどん死んでいきます。そういった形である程度減数をした、そういう状況から、その状況を見ながら、その後、狩猟による減数を図っていったと。この感染地域の中は管理された方法で減数を図っていきます。許可を受けたハンターやチェコの警察によるスナイパーの狩猟という形でどんどん減数をする。一方で、集中的狩猟地域、その外側においてはハンターが特に制限はなくて積極的に狩猟を行って減数するという形になっております。これらの結果、まずASFで死んでいくというのと、それから、減数の措置の効果によりまして、チェコ当局はコアゾーン内では野生イノシシが根絶されたというふうに考えております。

また、家畜豚の侵入防止措置なんですけれども、感染区域内の農場については屋外飼育を禁止する、それから、ダブルフェンスを張るといったバイオセキュリティの強化をするとともに、家畜登録システムへの登録を義務付けました。この家畜登録システムへの登録の義務付けは、後にチェコ全土に対象を拡大しております。

また、制限区域の外側においても先ほど言ったように国外から持ち込まれたというのが

原因の一つの仮説ということですので、水際の措置に加えて空港や高速道路、サービスエリアにおける啓発あるいはごみ箱の設置などの水際、それから、空港や高速道路、サービスエリアの啓発活動、こういったことを行っております。

次はサーベイランスでございます。

家畜豚、それから、イノシシと両方ともパッシブサーベイランス及びアクティブサーベイランスを実施しております。まず、家畜のパッシブサーベイランスですが、家畜のパッシブサーベイランスについては、感染区域内は強化サーベイランス、これはASFの疑いがある、ないにかかわらず症状を示せば全て検査する。また、チェコ全土においては特定の症状、例えば流産した場合とか離乳後に原因不明で大量死、突然死したといったような特定の症状がある場合に検査をするというパッシブサーベイランス、それから、アクティブサーベイランスはズリーン州内において一定の対象に対してアクティブサーベイランスを行うという形で家畜豚のアクティブサーベイランスを実施しております。この結果、家畜豚における陽性の確認は一切ございませんでした。

野生イノシシにつきましても、アクティブ、パッシブ両方とも行っておりますけれども、野生イノシシにつきましては、まずはもともと全区的なサーベイランスを行っておったところですが、それに加えて野生イノシシ発生を受けて、感染区域内、その周辺でイノシシの捜索、それから全頭検査を実施し、また、アクティブサーベイランスとしては制限区域内、EUのルールに基づく制限区域内において狩猟されたイノシシの全頭検査というところを行うアクティブサーベイランスを行っております。

それに加えまして、2020年11月以降はドイツ及びポーランドにおけるASFの発生を踏まえまして、この地域においても、ここも集中的狩猟地域を設定いたしまして、減数を行うとともに、アクティブサーベイランスを実施しているというところでございます。こういった形でサーベイランスによって発生状況を確認しつつ対応してきているところですが、チェコにおいては、まず獣医体制もしっかりしており、法律も整備されているということ、それから、家畜豚の農場の登録と記録もしっかりしているということで、チェコにはASFの発生を早期に摘発して、的確に封じ込めるための基礎となる体制が整備されているということ、それから、2017年6月以降、野生イノシシの発生以降ですが、まず制限区域を設定して、きちっとした体制を取る。特にフェンスを設置して減数措置を行う、それから、死体を積極的に探して回収するといった措置を実施し、その最もリスクが高いコアゾーンというところにフェンスを設置して忌避剤を置く、電気柵を設置すると

いった対策によって、この地域、ズリーン州ズリーン郡内の限局的な地域に野生イノシシの陽性例をうまいこと封じ込められたということから、ほかに広がらないまま清浄化を達成することができました。また、家畜豚についてもバイオセキュリティ強化等によって全郡において家畜豚での発生がなかったという状況でございます。

これらはもちろんサーベイランスにおいてもそれをしっかりと確認したということでございますので、最終的には結果ですけれども、ASFの発生について早期探知あるいは野生イノシシ・家畜郡への侵入防止に向けた取組が引き続き維持されるという状況の限り、チェコをASFの清浄国として再認定して、同国から生鮮豚肉の輸入を再開してもASFが我が国へ侵入するリスクは無視できるのではないかというふうに考えておるところでございます。

説明は以上になります。

○柚木部会長 ありがとうございます。

それでは、このことにつきまして委員の皆さんからの御意見なり御質問を頂きたいと思っております。どなたか御質問の方はいらっしゃいますでしょうか。

山口さん、御質問でしょうか。

○山口臨時委員 すみません、いいですか。

○柚木部会長 どうぞ。

○山口臨時委員 チェコについては、次のベルギーと同じ状況と思われませんが、野生イノシシでの限局的な発生で、地形的にも平原のため対策がしやすかったということで、清浄化もしやすかったのではないかと思われませんが、やはり再発防止というか、そこが重要なのかなど。輸入再開を見据えたときに、周辺には、先ほど説明がありましたドイツやポーランドといった発生国があり、そこ野生からイノシシが入ってくるような恐れがあるのではないかと思われませんが、いろいろ対策の中では実際に原因となったような人とかものが入ってくるころはいろいろ対策をされているんですけれども、そういう周りの国からのリスクというのはどのように評価されているのかちょっと教えていただきたい。

○柚木部会長 では、事務局の方、よろしく申し上げます。

○沖田室長 ありがとうございます。

確かにドイツというかポーランドなんですけれども、野生イノシシあるいは家畜豚においても発生が出ているという状況でございます。やはりここはチェコも侵入のリスクが高い、特に野生イノシシによるリスクが高いというふうに考えておりますので、先ほど御説

明しましたとおり国境を接している地域については、これはEUのルールに基づくものではなくてチェコの独自の措置ですけれども、集中的狩猟地域、先ほど言った一定の区域の減数を狩猟によって積極的に行うということで減数すると。当然獲ったものについてはアクティブサーベイランスでその感染がないかどうかというのをしっかりと確認していくという形で、入ってこないようにする。入った場合には、そこについては家畜豚への侵入しないような対策も全国的に家畜豚のバイオセキュリティ強化というのも行っておりますので、そういった形でしっかりと守っているというのが現状です。

確かにおっしゃられるとおり彼らも認識をしております。ポーランドから来る可能性があるということで、その認識をしながら対策を取っているというのが現状だろうと思います。

○ 柚木部会長 よろしいですか。

○ 沖田室長 ありがとうございます。

○ 柚木部会長 ほかにございますか。

それでは、続いて議事（5）の方でございますけれども、ベルギー王国のアフリカ豚熱清浄性認定に関するリスク評価ということで、また事務局の方から御報告をお願いいたします。

○ 沖田室長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ベルギー王国についても御報告を申し上げます。今度は資料5を利用します。先ほどと同じような構成になっておりますので、最初の方の概要に沿って御説明したいと思います。

ベルギー王国においては2018年9月に野生のイノシシでASFの陽性事例が確認されたということから、家畜衛生条件に基づき輸入を停止しました。2020年12月になりまして、ベルギー当局から清浄性を獲得したので、輸入を再開してほしいという要請がございましたので、標準的手続に従いリスク評価を行いました。

ベルギーにおいては、まず地理的な状況ですが、ベルギーは大きく二つの地域に分かれています。北部のフランダース地域、それから、南部のワロン地域、あとブリュッセル、これは首都圏地域ということになっております。それぞれの地域が州に分割されて、フランダースは5州、それから、ワロン地域が10州という形で州に分割されているというところ です。

獣医当局につきましては、食品安全庁が国の獣医当局ということになってございます。

この食品安全庁の中で中央の事務局、それから、各地域の行政を行う地方管理事務所という形で事務所を設置し、行政を行っているというところです。ざっくり言いますと、連邦政府が家畜衛生に関することの行政を行い、野生動物に関することについては、これは州というか地域政府ですね、ワロンとフランダースですが、地域政府の担当というか所管という形になっております。それぞれが連携しながらこのASFについては対処しているというところです。

検査機関、診断機関につきましては、連邦公衆衛生研究所、これがナショナル・レファレンス・ラボラトリーとなっております。ここがASFについても診断を行っているというところです。

法律につきましては、家畜衛生に関する一般的な動物衛生法というものによって家畜衛生の行政が実施されております。また、王立法令というもので家畜疾病の届出義務あるいは発生時の対応、こういったものについては個別に規定されているという法体系になっております。

養豚の状況ですけれども、ベルギーにおいては約6,000戸の飼養戸数、飼養頭数が640万頭程度ということで、ただ、大半がベルギーの北部、フランダース地域に位置しております。さらに、北海の沿岸、北西部の方に主要な地域があるということで、今回、陽性のイノシシが見つかったのは南部ワロンの一番南の端、もうフランスとか、それから、ルクセンブルクと国境を接するようなその地域にありましたので、養豚の主要地域からは地理的にはかなり離れたところという状況です。

豚肉の生産量は年間で100万トン程度という生産規模でございます。と畜場については、先ほどのチェコと同じで中央政府の承認を得て処理を行っているというところで、チェコ同様に家畜豚と野生イノシシは処理が別になっておりますので、食肉製造工程において家畜豚がイノシシと交差するということはございません。

養豚の農家ですけれども、登録、これはベルギーはEUの法令あるいはベルギー法律において全ての豚の飼養者が食品安全庁が管理するデータベースに登録をしなければならないという形になっております。豚については群単位で耳標あるいは入れ墨により識別されているという状況でございます。

ASFの発生状況ですけれども、先ほどと同じように時系列で発生件数を並べてみますと、こういう形になります。2018年9月に最初の野生イノシシの陽性例が見つかりました。これはASFのパッシブサーベイランスの一環ということで見つかったわけですけれども、

先ほど言いましたとおり南部ワロン地域のもうルクセンブルクに近いところ、リュクサンブール州において確認されております。

この原因ですけれども、特定までは至っていないところですが、人間の活動がベルギーへのウイルス侵入に關与している可能性が高いと考えられております。食品安全庁としては、東欧からベルギーに来るトラックドライバーがウイルスに汚染された肉を使っていたいわゆるサンドイッチのようなものを持ち込んで食べて、高速道路のサービスエリアにおいてそれを放棄し、その放棄されたものがイノシシに摂食されて感染したのではないかという仮説が一つのこれが侵入経路でないかというふうに考えられているところです。

この2018年9月の初の確認例以降、合計で833例の野生イノシシでのASF陽性事例が確認されておりますが、2020年3月が最終の確認事例になっております。これも大分腐敗が進んだ、分解されたイノシシの死体ということでしたが、これが実際の死亡時期は2019年9月以前であろうという推定の下であります。これが最後の事例という形で、それ以降、2020年10月にベルギーが清浄化したということで、EUも11月にはベルギーの清浄性を認め、制限区域を解除、そして、OIEもベルギーからの申請に従って10月1日付で清浄化宣言を公表しているというところでございます。

なお、チェコ同様、ベルギーにおいても家畜豚でのASF発生は確認がされておられません。

次に、講じられた措置でございますが、まずは制限区域の設定、初発事例が確認された後、その発生地域の周囲において感染区域を設定しました。感染区域がすぐにEUのルールに基づく制限区域ということになりまして、これは一旦設定した後、状況に応じて随時拡大あるいは縮小ということで見直しをしておりますけれども、制限区域をまず張るという形で、スライドにございますように発生の地域は非常にベルギーの一番南の端っこということで見ていただけたと思います。青い地域がパート1、そして、ピンクの地域がパート2という制限区域になってございます。

この制限区域内においては移動制限を行うとともに、森林活動を制限するという形にしております。まず、一般人の立入りでウイルスが飛散されることを防ぐために、発生当初、制限区域内に林業、それから、狩猟も含む森林活動の禁止という形にしております。これがスライドで示しておりますようにゲートを閉めて立ち入りできないようにするという形で、人を立ち入らせないこと、そういう策を取りました。また、この制限区域内にフェンスを張りまして、フェンスは陽性事例が確認されるごとに拡大していくんですけれども、

陽性事例が確認されたところを包むようにフェンスを張り巡らせまして、このフェンスのネットワークを完成させました。このフェンスを張って移動を制限するとともに、この中において減数、最初は森林活動を禁止するという形で人を立ち入らせずに、中でASFにより野生イノシシがどんどん死んでいくというのを見るということですが、また、その状況に応じて管理した形で狩猟による減数を行っております。

パート2においては、これは狩猟を厳格に管理いたしまして、当局の監督下のみでの狩猟の許可という形にしておりますが、パート1の地域では当局がハンターと協力して行う、パート2においては当局が単独で実施するという形でハンティングを行って減数をしていくという形で対策を取りまして、野生イノシシの生息密度ですけれども、ワロン地域全体、ベルギーの南半分では全体は1キロ当たり約2頭というのが生息密度推定だったんですけれども、この減数措置によりましてパート1においては1頭以下、パート2においては0.2頭以下ということで生息密度を下げるということに成功したということです。パート2においては10分の1になったというふうに考えていただければと思います。

こういった減数措置と当然見つけたら、それは死体を回収して検査するという形にしておりますが、家畜豚に関しましては、ベルギーは独自の措置として予防的な殺処分を行いました。どういうふうにやったかという、最初に設定した感染区域内において、そこに存在した20農場約5,000頭の豚を予防的に殺処分するという形で飼養豚、家畜豚にASFが侵入するのを防ぐという対策を取りました。

先ほど説明しましたとおり、養豚の主産地は北側のフランダース地域の更に北海に近いところということですので、それほどたくさんの農場があるわけではないんですが、これらの農場を感染地域においては予防的に殺処分することによって農場への侵入を防止するというところを取ってございます。

また、高速道路のサービスエリアでの侵入ということが推定されておりましたので、制限区域外においても高速道路のパーキングエリアにおける啓発活動あるいはフェンスの設置、それから、ごみ箱がひっくり返って中身が散乱しないようにごみ箱を固定するというような対策によって、野生イノシシに広がることも防ごうという形で実施をしております。

サーベイランスにつきましては、チェコ同様、家畜豚、それから、野生イノシシ両方についてパッシブサーベイランス及びアクティブサーベイランスを実施しております。そもそもベルギーでは、豚を飼う場合にはきちっと契約獣医師によって臨床検査をするということが義務付けられておりますので、それがありませんでしたが、それに加えて発生以降につい

てはベルギー全土において死亡や疾病兆候があれば、利用のいかんにも問わず通報し、治療を始める前にASFの検査を行うという形でパッシブサーベイランスを強化して、実施をしております。また、アクティブサーベイランスにつきましても、この疾病の侵入リスクが高い農場、ルクセンブルク州の農場であるとか野外アクセスのある農場、豚の出荷が多い農場なんかについてターゲットサーベイランスを行う、あるいはそれ以外のランダムサーベイランスを行うという形でアクティブサーベイランスも実施しております。これらパッシブ及びアクティブのサーベイランスによって家畜豚においてはASFの陽性例は1トンも確認されていないという状況です。

野生イノシシにつきましても、同じようにアクティブ及びパッシブをやっております。野生イノシシのパッシブサーベイランスは、もともと野生イノシシを対象としたサーベイランスを行ってございましたけれども、発生以降もそのパッシブサーベイランスをずっと続けております。

それから、アクティブサーベイランスにつきましては、ワロン地域については2018年9月の発生以降、パート2で狩猟された野生イノシシを全頭、それから、パート1で狩猟したイノシシについては検査率20から100%の範囲で検査をするという形、フランダース地域におきましては、狩猟した野生イノシシの死体を検査するというのを奨励するという形で、平均すると全体の40%が検査されたという形でアクティブサーベイランスを実施して、このASFの浸潤状況を確認しております。

農場のバイオセキュリティにつきましても、感染地域においては予防的な殺処分において農場をなくしたということですが、通常時から特にバイオセキュリティを実施しておったところですが、野外運動場については二重フェンスを張るとか、それから、飼料にイノシシが接触できないようにするといった措置をもともと取ってございましたけれども、発生を受けてバイオセキュリティレベルについて調査を実施する獣医師と契約を結ぶということを義務化する、そして、契約獣医師がきちっと調査を行って、バイオセキュリティの一つの評価を行うというセキュリティ強化も実施をしております。こういった対応によりまして、侵入を防いでいるという状況でございます。

まとめますと、ベルギーにおいては、まず政府の体制というものあるいは法律の体系、診断する機関、こういったところはきちっと整理がされております。発生を早期に摘発して封じ込める家畜衛生体制、法令は整備されていると。また、発生以降、野生イノシシでは833例の陽性が確認されましたが、2020年3月を最後に発生は確認されておられません。

制限区域内においては、フェンスを設置して移動を制限した上での減数措置、それから、死体を積極的に捜索して回収する、それから、家畜豚の予防的殺処分、こういった措置によって発生した地域、感染地域においても清浄化を達成したというところでございます。また、周囲の国からの持込みの可能性もあることも踏まえた水際、そして、サービスエリアにおける対応、こういったものもきちっと対応しているということですので、現時点においてベルギーにおいてのASFウイルスが存在・循環している可能性は低いだらうということから、ASFの発生早期探知、野生イノシシ・家畜豚への侵入防止に向けた取組が引き続き維持される限り、ベルギーをASFの清浄国と再認定し、生鮮豚肉の輸入を再開してもASFが我が国に入るリスクというのは無視できるのではないかというふうに考えられるところです。

ベルギーについての説明は以上になります。

○柚木部会長 ありがとうございます。

今、ベルギーについての事務局の報告を頂きました。委員の皆さんの方から御意見なり御質問があればお願いしたいと思います。

○津田臨時委員 津田ですが、よろしいでしょうか。

○柚木部会長 どうぞ。

○津田臨時委員 大変ありがとうございました。今のベルギーの話もそうですけれども、チェコもそうですが、イノシシの数からすると、日本から比べるとちょっと少ないのかなと思います。地形的なこともあります。イノシシのことについてはちょっと日本と状況が違うかなという気はしたんですが。一方で、農場の豚の飼養状況ですけれども、日本から比べると頭数は少ないながら、かなり農家戸数が多いという状況の中で、このASFも含めて養豚場の検査あるいは届出、通報体制等、それから、ASFの検査についてはそれぞれの国でどういうふうに行っているのでしょうか。日本の場合は特定症状というのを定めて、通報を義務付けるようなことをしているんですけれども、ちょっとそこを分かれば教えていただければと思います。お願いします。

○柚木部会長 よろしくをお願いします。

○沖田室長 ありがとうございます。

例えばチェコの場合は、2017年6月の発生がありましたので、それ以降、強化されたパッシブサーベイランスということで実施をしているという御説明をさせていただきましたけれども、この地域においてはとにかくどんな症状が出たものについても全て対象とする

ということですが、それ以外の地域におきましては、全土それ以外の地域においては、例えば母豚が流産あるいは未熟児を産出した場合、あるいはASFの疑いのある臨床症状がある場合、離乳後に原因不明で大量死、突然死があった、成豚で明確な原因不明で突然死したといったような特定の症状がある場合、サーベイランスの対象とする、検査の対象とするという形になっております。

ベルギーにおいては、特にそういう特定症状のあるものというのではなくて、理由のいかんを問わず異常がある場合には、これは必ず管理獣医師や契約獣医師に臨床検査を依頼するということが義務付けられております。そのASFで義務付けられた臨床検査に基づいて、ASF検査を実施しないと治療することができないという形になっておりますので、特定症状というわけではございませんが、きちっと異常があった場合にはASFを疑ってちゃんと検査するという体制ができているというのがベルギーの状況だろうというふうに考えております。

○ 柚木部会長 ありがとうございます。津田委員、よろしゅうございますか。

○ 津田臨時委員 ありがとうございます。

○ 柚木部会長 ほかの方で何か御意見、御質問のある方がいらっしゃいましたらお願いします。

○ 山口臨時委員 山口ですがいいですか。

○ 柚木部会長 山口委員、よろしく申し上げます。

○ 山口臨時委員 ベルギー、チェコはASFを抑え込んだということで、日本の豚熱の対策の参考となるべき点があるのではないかと思います。実際、今までの対策についての説明を聞いたところ、例えばですが、忌避剤のフェンスを使ったり、狩猟だけじゃなくて、警察のスナイパーも協力したり、人の立ち入りを制限して刺激を与えないなど、いろんな点で工夫されていると思いますが、日本は山が多くて野生イノシシの生息数も多いので一概に比較できないと思いますが、両国のASFを抑え込んだ対策の中で、日本の豚熱対策に応用とか、活用できる部分というのはあるのか、もし分かれば教えていただきたい。

○ 柚木部会長 では、事務局の方、よろしく申し上げます。

○ 沖田室長 ありがとうございます。

日本ではCSFで、彼らがかかった病気はASFで、基本的に病気の性状がまず違うというところは考えなければならないところだと思います。ASFはどんどん死んでいく、致死率が高いということから死んでいくんですが、CSFにかかったイノシシはそれより

は生きている期間が長くて、その間、運んでしまうという、そういう病勢の違いというの
もあろうかと思えます。また、山口委員御指摘のように地形的な違いというものが、これ
も考慮すべきことだと思えます。比較的やっばりなだらかで密な山というよりは、森林、
森、林みたいなところであるヨーロッパと急峻な山で木がうっそうと茂っているという日
本との地理的な違いはありますが、なので、一概にベルギーやチェコのやったことが日本
で有効に機能するかどうかというところはありますけれども、なぜうまくいったかという
ことを考えますと、例えばチェコにおいてはコアゾーンをかなり早い段階で囲い込んで、
ASFなので、一旦囲い込んで中に入れてしまえば、そして、進入禁止をしまして、誰も
触らないようにすれば中でASFなのでどんどん死んでいくと。そういう状況を見ながら
狩猟を行って減数したということ。また、ベルギーにおいても森林活動を最初は一切禁止
すると。そして、フェンスで囲った中をその後、減数していくということで、そういった
対策を取ったことが功を奏したんだろうなというふうに思います。

そういったことを考えて、日本に何か適用できる点があるとすれば、うまく囲い込んで
最初は触らない、そして、その後、減数を積極的にやっていたというところは少し何か参
考になることがあるのかもというふうには考えられます。その状況の違いというのも踏ま
えて考えていかなきゃいけないことかなというふうに思います。

○柚木部会長 ありがとうございます。山口委員、よろしゅうございますか。

○山口臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○柚木部会長 ありがとうございます。

ほかの方でどなたかありますでしょうか。

それでは、いないようでございますので、このチェコとベルギーの報告の方については
ここで一旦切らせていただきたいと思います。

それでは、最後にこういうせっかくの機会でございますので、日頃の家畜衛生の取組等
につきまして委員の皆さんから御意見なり、また、御質問等があればお出しただければ
と思います。どなたかございますでしょうか。

○日高臨時委員 よろしいでしょうか。

○柚木部会長 日高委員、よろしく申し上げます。

○日高臨時委員 豚熱のことで、相模原で先ほども出ましたけれども、相模原で感染が発
表して、淘汰して、その関連農場の山梨は後日、殺処分されたわけですがけれども、基本
的に考えた場合に、今回のもので関連農場で結構その間の時間があったということで、ま

ず山梨ありきでの相模原ということは考えると思うんですよね。これから先もそういうことが起こる可能性もありますので、そこの辺りの疫学調査とかというのをもう少し正確に進めてほしいのと、それと、基本的にやはり豚熱のワクチンの抗体がある程度できた段階での移動ということを念頭に置いて、やはり私たち農家もやっていかないと広げる原因になるのかなということを思っておりますので、その辺りを国の方によろしくお願いしたいと思っております。

○柚木部会長 ありがとうございます。事務局の方で何か御回答があればお願いします。

○石川動物衛生課長 動物衛生課長の石川でございます。

日高先生、ありがとうございます。正に日高先生がおっしゃったとおり神奈川での発生ということで、関連のある農場が山梨にもあって、1か月弱の中で発生農場になってしまったということでございますけれども、引き続き発生した際には疫学関連の調査を綿密に進めまして、疫学関連農場に該当するのかどうかということをごきちと指針に基づいて判断して防疫対応を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○柚木部会長 ありがとうございます。日高さん、よろしいですか。

ほかの方でどなたかありますでしょうか。

○津田臨時委員 津田ですけれども、少しよろしいでしょうか。

○柚木部会長 お願いします。

○津田臨時委員 今の日高先生の方からもあったんですけれども、やはり昔の豚コレラと言っていたときのCSFと今回の豚熱、若干異なっているところがありまして、やはり先ほど来出てきているイノシシでの感染というのが一番重要だと思います。そうした中で、感染源となるイノシシがどこにいたかは分からないんですけれども、今までの疫学調査の中では、農場の中で感染したイノシシが発見された、あるいは農場の中にイノシシが入っていたという状況でなくて、やはりイノシシ由来の感染ではあるけれども、直接イノシシからというよりは、どこから何か別のものを介して入ってきたというのがやっぱり大きいということを思います。

そうすると、今のベルギーなり、それから、チェコの話もそうですけれども、本質的にイノシシの頭数を減らすとか、あるいは近寄せないというようなことをまずやらないと、感染源をなるべく遠くにやるというふうなことがやっぱり必要かなと思います。そうした意味では、今は防護柵ということもあるんですけれども、周辺の環境整備ですよね。要す

るにイノシシが寄ってこないように餌になるものをなくす、あるいは隠れ場所を作らないといったことも必要だと思います。前回もちょっと衛生課長さんにもお願いしたんですけども、やはり頭数あるいは捕獲強化ですよね、狩猟ではなくて捕獲の方をやっぱりそういった養豚場周辺の頭数を減らすあるいは近寄せないようにするというような試みというのも少し行う必要があるかもしれないかなと思います。特に西日本でやっぱり頭数が非常に多いところであれば、そういったことが必要じゃないかなと感じております。必ずしもワクチンだけじゃなくて、やはりそういった感染源を農場に近づけない、農場といかに離すかというようなことを何か対策としてできればなというふうに思っているところです。まだちょっと具体的なところははっきりしませんけれども、そういったことも考えていただきたいかなと思っているところでございます。

以上です。

○柚木部会長 御意見ありがとうございます。

○日高臨時委員 すみません。ついでに津田先生にお伺いしたいんですけども、今般、四国の方はワクチン接種ということになりましたけれども、結局淡路島で陽性イノシシが発生したということで、結局考えられるのは、やはりイノシシが橋を渡ったとか海を泳いだとか、そういう関連性からやはり四国も危険性があるということでのワクチン接種推奨地域ということになったんでしょうか。これは国の方でも構わないと思うんですけども、ちょっとその辺りをなかなか海を渡ってうんぬんで四国まで危険性が高まったのかちょっとお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

○津田臨時委員 事務局の方でも整理されたと思うんですけども、牛豚小委の一委員の意見としてちょっと聞いていただければと思います。海を渡ったかどうか分からないけれども、少なくとも淡路島の方で1頭確認されたんですけども、様子を見ましたが、その後2頭陽性の死亡イノシシが確認をされています。こうしたことは淡路島で豚熱の感染が起こっていただろうということからすると、そこに定着した可能性がある。兵庫県の本州の方から淡路島までどうやって行ったか。泳いでいったのか人為的に運ばれたか。いずれにしても、そこにイノシシが運ばれたことは事実でありまして、もしそれが人為的に、別に車なりそういうもので運ばれたんだとすれば、淡路島の本州側と四国側の両側はどこも道路がつながっていますから、四国側にも。そうすると、やはりそういった道路を歩いて四国まで行く可能性があるということからすると、やはり四国地方もリスクとしては少し高まってきたらというふうに思います。

ただ、そこでワクチン接種をするかどうかということなんですけれども、現状どこにいるか分からない以上は、少なくとも次の可能性があるところは押さえておいた方がいいだろうということで今回は判断しています。四国の全部が同等のリスクではなくて、やはり淡路島で定着が認められていそうだから、そうするとワクチン接種は、やっぱり一番近いところからということで順次広げていったということになります。

では、ほかも同じかといいますと、やはりそこについては今回の場合、イノシシが泳いでいったのか歩いていったのか分かりませんが、少なくとも可能性からするとちょっと低いんじゃないかなと。むしろ別の要因の方が多いのではないかと、距離の大きさからすれば。そうすると、やはりそういった要因となるものについては山に入る人あるいは森林作業を行う人、ハイキングを行う人、そういった人たちについてもやはり注意喚起が必要だろうということも同時に牛豚小委では挙げていると思います。

ですから、リスクをどこまで考えるかなんですけれども、必ずしもワクチン接種が全てではないと思うんですが、少なくとも野生イノシシでの感染を広げないためには畜産関連の皆さんだけではなくて、そういった森林なり山に関わる、野生動物に関わる人たちも注意していただきたいという意味を込めて判断しているところでございます。

○柚木部会長 ありがとうございます。事務局の方で何かございますか。

○青山課長補佐 事務局ですけれども、今、津田先生に御説明いただいたところが牛豚小委での御議論でしたので、特に追加はございません。

○柚木部会長 分かりました。

ほかに何かございますでしょうか。ほかの委員の先生方で何かあれば。時間も来ているようでございますけれども。

それでは、特にないようでございますので、議事の方はここで終了させていただきたいと思います。拙い進行で申し訳ございませんでした。御協力に感謝申し上げます。

それでは、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○沖田室長 柚木部会長、議事進行ありがとうございます。また、御出席いただきました委員の皆様においては、熱心な御議論を頂きまして本当にありがとうございます。

閉会に当たりまして、動物衛生課長の石川から御挨拶を申し上げます。

○石川動物衛生課長 本日は長時間にわたりまして、熱心な御議論を頂き、ありがとうございました。今日頂きました答申に基づいて、省令をはじめとする各種規程の中にきちっ

と反映していきたいと思います。豚熱につきましては、8月に入ってからでも継続発生していますし、また、高病原性鳥インフルエンザについては昨シーズンの発生状況を踏まえれば、あと二月ほどでシーズンに入ることとなります。都道府県、関係団体等とも連携、また、情報共有しながら引き続き発生予防に努めるとともに、万が一の発生の際には改正される防疫対応が円滑に進められるようあらかじめ準備措置を講じてまいりたいと思います。

今後も科学的データに基づいて防疫措置の実施に努めてまいりますので、先生方におかれましては、御指導、御助言のほどよろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。

○沖田室長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第53回家畜衛生部会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時05分 閉会